



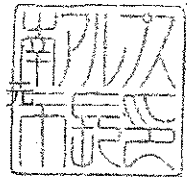
南ア国第2-48号

令和4年2月15日

南アルプス市国民健康保険運営協議会

会長 和田哲子様

南アルプス市長 金丸一



令和4年度南アルプス市国民健康保険税率等について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則（平成15年4月1日規則第80号）第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

1 保険税率等について

令和4年度の国民健康保険税の税率等（所得割率、均等割額、平等割額）は、据え置きとする。

2 保険税課税限度額の改定について

令和4年度の課税限度額について、令和4年度税制改正により地方税法施行令が改正された場合は、次のとおり国の基準と同額とする。

(1) 基礎課税額分 65万円（前年度から2万円引き上げ）

(2) 後期高齢者支援金課税額分 20万円（前年度から1万円引き上げ）

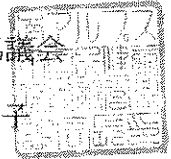
南ア国運第4号

令和4年2月16日

南アルプス市長 金丸 一元 様

南アルプス市国民健康保険運営協議会

会長 和田 哲子



令和4年度南アルプス市国民健康保険税率について（答申）

令和4年2月15日付け南ア国第2-48号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1 保険税率等について

令和4年度の国民健康保険税の税率等は、原案どおり据え置きとすることが適当であると認める。

2 保険税課税限度額の改定について

国民健康保険事業の安定的な運営のため、原案どおり令和4年度の課税限度額を次のとおり引き上げることが適当であると認める。

- (1) 基礎課税額分 65万円（前年度から2万円引き上げ）
- (2) 後期高齢者支援金課税額分 20万円（前年度から1万円引き上げ）

